

定 款

J. フロントリテイリング株式会社

J. フロントリテイリング株式会社定款

2007年9月3日 制定

2017年5月25日 改定

2022年5月26日 改定

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、J. フロント リテイリング株式会社と称し、英文では、J. FRONT RETAILING Co., Ltd. という。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
 - (1) 百貨店業
 - (2) 物品小売業
 - (3) 塩、煙草、医薬品、動物用医薬品、医療用具、全酒類、米穀類、計量器、富くじ、骨ばい、鉄砲、刀剣の販売
 - (4) 農薬、化学工業薬品、火薬、毒物、劇物の販売
 - (5) 写真業、美容業、理容業、飲食店業、クリーニング業、古物売買業、旅行業、裁縫加工業、印刷・出版業、広告代理業、ホテル・旅館業、両替業および金融業
 - (6) 衣料品・身回品・事務機器・スポーツ用品・貴金属・美術工芸品・家具・家庭用電気器具・日用雑貨品・食料品の通信販売業およびクレジットカード業の割賦販売業ならびにこれらの割賦購入斡旋業
 - (7) 衣料品・身回品・事務機器・スポーツ用品・貴金属・美術工芸品・家具・家庭用電気器具・日用雑貨品・旅行用品・通信機器・事務用機器・営業用自動車・業務用自動車・陳列用器具・店舗用什器等の賃貸借および賃貸借の代理・仲介
 - (8) 衣料品・身回品・事務機器・スポーツ用品・貴金属・美術工芸品・家具・家庭用電気器具・日用雑貨品・食料品の商品検査業およびそれらに関するコンサルティング業
 - (9) 遊戯所、駐車場、コインランドリー、岩盤浴施設、スポーツ・文化施設の経営
 - (10) 診療所、託児所、専修学校、スポーツ・文化教室の経営
 - (11) 各種スポーツ等に関連する会員権、スポーツ施設宿泊施設利用会員権の売買・斡旋業
 - (12) 生命保険募集業、損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理

業

- (13) ビデオソフト・映画の制作・販売業および映画・演劇の各種興行
- (14) 家具、化粧品、食料品、菓子類、飲料品、冷製乳菓および乳製品の製造、販売
- (15) 物品卸売業、輸出入業および商取引の代理業
- (16) 土木建築・内装仕上工事等各種建設工事の設計・監理・施工および請負業
- (17) 不動産、船舶の売買、賃貸借、管理およびその仲介業
- (18) ビルの清掃および施設の保守管理業ならびに警備業法に基づく警備事業
- (19) 冠婚葬祭に関する事業の引請および賃貸事業
- (20) 貨物運送取扱業、一般乗用旅客自動車運送業、利用運送事業、運送取次事業および倉庫業
- (21) 商業施設の開発・都市開発・地域開発に関する調査・企画・設計・管理業務
- (22) 土地建物および有価証券の所有利用
- (23) 業務請負および業務受託に関する事業
- (24) 信用調査業、集金代行業、計算事務受託業および情報処理サービス業
- (25) 郵便切手・収入印紙の販売業および郵政窓口事務の委託に関する法律に定める受託業務
- (26) 労働者派遣事業
- (27) 有料職業紹介事業
- (28) 人材の育成、能力開発、技術向上に関する研修事業
- (29) 衣料品・身回品・事務機器・スポーツ用品・貴金属・美術工芸品・家具・家庭用電気機器・日用雑貨品・食料品の販売業務および店舗運營業務の受託
- (30) 店頭販売および店舗運営に関するコンサルタント業
- (31) 経営に関するコンサルタント業
- (32) その他前各号に附帯関連する一切の業務

2. 前項に附帯関連する一切の業務

(所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合は、この限りではない。

買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるとき、または当該取締役が欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

株主総会の議長は、執行役社長とする。執行役社長に事故があるとき、または執行役社長が欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役または執行役がこれにあたる。

(招集地)

第 15 条 当社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(電子提供措置)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、11 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会議長および招集権者)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役会議長を 1 名選定する。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。

取締役会議長に事故があるとき、または取締役会議長が欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 委員会

(委員の員数)

第 28 条 各委員会は、3 名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。

(委員の選定方法)

第 29 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
ただし、監査委員会の委員は、当社または当社子会社の執行役、業務執行取締役、会計参与もしくは支配人その他の使用人を兼務しないものとする。

各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

(委員会規程)

第 30 条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、各委員会で定める各委員会規程による。

第 6 章 執 行 役

(執行役の員数)

第 31 条 当会社の執行役は、20 名以内とする。

(執行役の選任方法)

第 32 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 33 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。

(代表執行役)

第 34 条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。

(役付執行役)

第 35 条 取締役会は、その決議によって執行役社長 1 名、執行役副社長、執行役専務および執行役常務を各若干名定めることができる。

(執行役規程)

第 36 条 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める執行役規程による。

(執行役の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる第 10 期定時株主総会の終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)

第 2 条 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

※参考：変更前定款第 16 条

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。